

議第 1 号

刈谷田川土地改良区定款、附属書役員選挙規程の一部改正について（案）

刈谷田川土地改良区定款、附属書役員選挙規程の一部を次のとおり改正する。

改 正 後	改 正 前
刈谷田川土地改良区定款 第 1 条～第 1 7 条 （略） （役員の定数） 第 1 8 条 この土地改良区の役員定数は、理事<u>1 7 人</u>及び監事<u>4 人</u>とする。 <u>2 前項の理事定数のうち、2 人は組合員でない者とし、女性とする。</u> <u>3 第 1 項の監事定数のうち、1 人は法第 1 8 条第 6 項各号の全てに該当する者とする。</u> 第 1 9 条～第 4 3 条 （略）	刈谷田川土地改良区定款 第 1 条～第 1 7 条 （略） （役員の定数） 第 1 8 条 この土地改良区の役員定数は、理事<u>1 5 人</u>及び監事<u>3 人</u>とする。 — ————— — ————— — ————— 第 1 9 条～第 4 3 条 （略）